

令和7年度「県産材利用建築物設計支援事業」のご案内

◎「しずおか優良木材等」の品質の確かな県産材製品を使った、非住宅木造建築物を設計する設計者を支援します。

設計者

県産材製品を使って、事務所や店舗を設計したい。

まずは「静岡県木材協同組合連合会」に相談！

県内で供給可能な「しずおか優良木材等※」の品質の確かな県産材製品の情報提供や、供給者とのマッチングなど県木連が支援します。

「しずおか優良木材等※」の品質の確かな県産材製品を利用した、店舗や事務所などの非住宅木造建築物の設計に要する経費を対象に、設計者に対して補助金を交付します。

木造設計支援事業補助金

※「しずおか優良木材等」とは

- しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品
- 静岡県産材証明制度により産地を証明されたJAS・JIS製品

1 補助対象者（補助金の申込者）

建築士法第23条の規定に基づき静岡県知事の登録を受けた建築士事務所

2 補助対象となる建築物

次に掲げる要件の全てを満たす木造の非住宅建築物であって、構造計算（許容応力度計算又はそれ以上の高度な計算）を実施したもの。（住宅兼用施設、国及び地方公共団体の施設は除く）

- ア 静岡県内において居住以外の目的で新設又は増改築するもの。
- イ 構造耐力上主要な部分に木材を使用するもの。
- ウ 延床面積が200平方メートル以上のもの※。
- エ しずおか優良木材等の使用量が21立方メートル以上のもの。

※混構造の建築物の場合・・・木造部分と木造以外の構造の部分の床面積を明確に切り分けられるものであって、木造部分の床面積が200平方メートル以上のものは補助対象

3 補助対象となる設計業務※

次に掲げる要件の全てを満たすもの。

- ア 補助金交付の申込以降、採択後に設計業務契約を締結するもの。
- イ 設計業務が、補助事業年度の2月20日までに完了するもの。
- ウ 設計業務完了後に工事契約を伴うもの。

※「設計業務」・・・原則として建築基準法第6条の規定に基づく建築確認の確認済証の交付を受けるまでの業務

4 補助対象とする経費の金額

次のアとイを比較し、いずれか低い額とする。

ア 基本設計及び実施設計に要する経費（諸経費を含む。）

ただし、消費税相当額及び次に掲げる①～⑥の経費は除く。

- ① 設備設計費（電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等）
- ② 解体撤去設計費
- ③ 外構等周辺施設設計費
- ④ 確認申請、工事監理、工事着手後の設計変更、工事契約に関する事務に要する経費
- ⑤ その他木造建築物の設計に直接関係しない経費
- ⑥ 他の事業により補助される経費

イ 木造部分の延床面積（単位：㎡）に18,000円／㎡を乗じて得た額。

5 補助額

補助対象とする経費（上記アとイを比較し、いずれか低い額）の3分の1以内

（1,000円未満の端数は切り捨て。1件当たり300万円を限度とする）

6 申込方法

静岡県木材協同組合連合会に、次の書類を郵送または持参してください。

① 交付申込書（様式第1号）	⑤ 補助対象経費内訳予定書（様式第3号）
② 誓約書（別紙様式1）	⑥ 設計業務の見積書（任意様式）
③ 同意書・誓約書（別紙様式2）※	⑦ 位置図（建築予定位置を記載）
④ 事業計画書（様式第2号）	⑧ 建築士事務所登録（更新）通知書又は登録証明書（写し）

※申込には建築主の同意・誓約が必要です。

7 申込期間

令和7年4月1日～令和7年12月19日 ※交付申込額が補助額予算に到達次第、締め切ります。

<申込から支払いまでの流れ>

申込等に必要な書類（様式）は静岡県木材協同組合連合会ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.s-mokuren.com/topics/2025/001206.php> 令和7年4月1日より募集開始



【申込・問合せ】 静岡県木材協同組合連合会（土曜・日曜・祝祭日は休業）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階

【TEL】054-252-3168 【E-mail】s-mokuren@s-mokuren.com

【問合せ】 静岡県林業振興課 【TEL】054-221-2691 【E-mail】rinshin@pref.shizuoka.lg.jp

